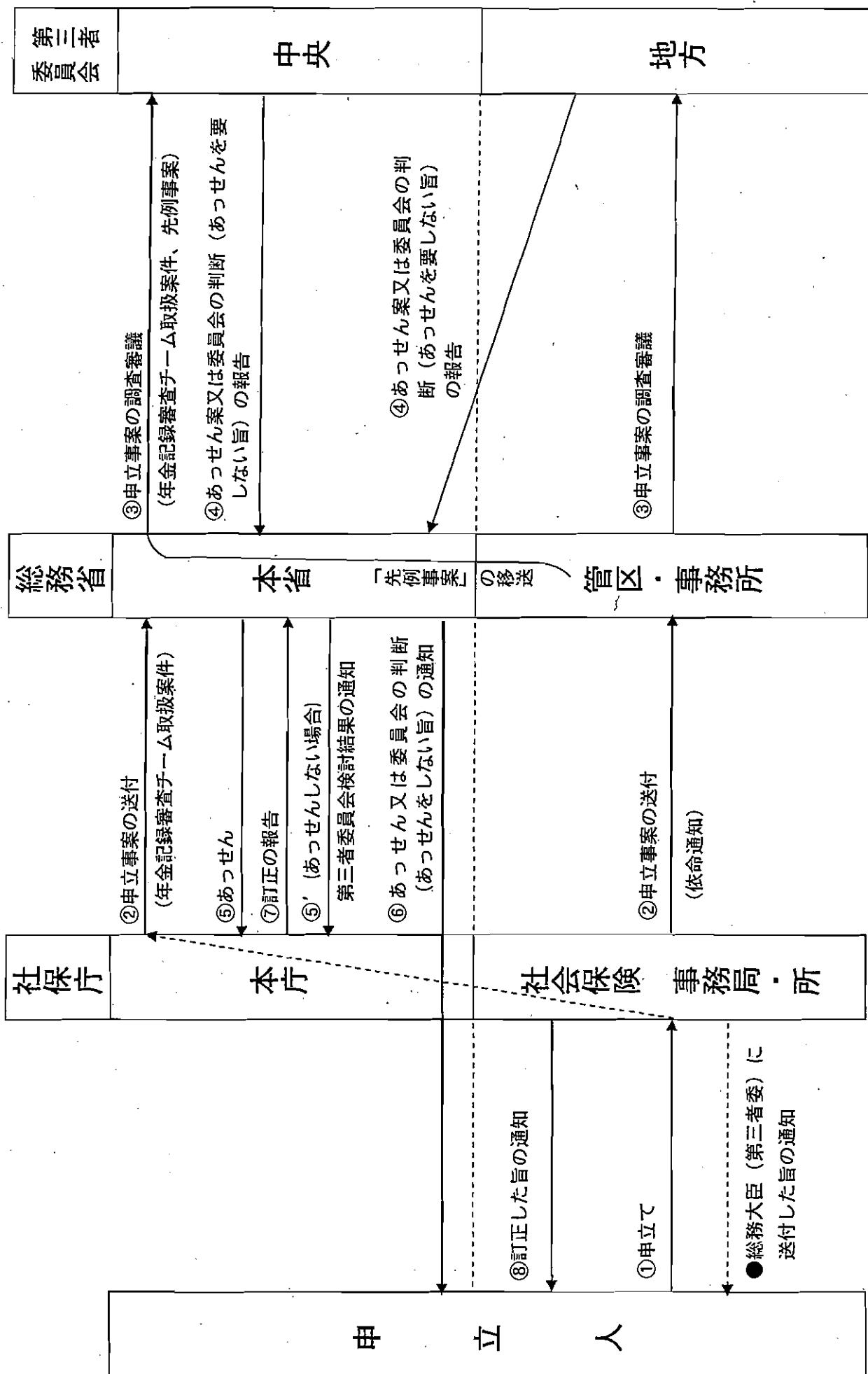


資料 3

## 事務手続要領案について

年金記録に係る申立てからあっせん・訂正等までの中央・地方別事務フロー図（未定稿）



## 年金記録確認中央第三者委員会事務手続要領（案）

年金記録確認中央第三者委員会運営規則（平成19年6月25日年金記録確認中央第三者委員会決定）第7条の規定に基づき、この要領を定める。

平成19年7月 日  
年金記録確認中央第三者委員会委員長決定

### 1 利害関係委員の除斥の手続

年金記録確認中央第三者委員会（以下「委員会」という。）は、事案につき利害関係を有する委員（臨時委員及び専門委員を含む。）については、委員会又は部会における当該事案に係る調査審議に参与させないこととする。

### 2 調査審議等の手続

#### （1）関係行政機関の長に対する資料提出及び意見表明の求め

委員会又は部会は、必要があると認めるときは、社会保険庁（社会保険事務局、社会保険事務所）等関係行政機関の長に対し、年金記録確認第三者委員会令第7条の規定による資料の提出及び意見の表明（口頭での説明を含む。以下同じ。）を求めるものとする。

#### （2）関係法人等に対する資料提出及び意見表明の求め

委員会又は部会は、関係法人等から資料の提供及び説明等を受ける必要があると認めるときは、関係法人等に対し、資料の提出及び意見の表明を求めるものとする。

#### （3）社会保険庁を通じた関係行政機関、関係法人等の調査

委員会又は部会は、上記1及び2の場合において、関係行政機関、関係法人等から資料の提供及び意見の聴取を社会保険庁（社会保険事務局、社会保険事務所）に依頼することができるものとする。

#### （4）申立人に対する資料提出及び意見表明の求め

委員会又は部会は、必要があると認めるときは、申立人に対し、相当の期間を定め、資料の提出又は意見の表明を求めるものとする。

#### （5）申立人による口頭意見陳述の求め

委員会又は部会は、申立人から口頭により意見を述べたい旨の申立てがあったときは、その必要性について検討し、必要性が認められる場合には、申立人による口頭の意見陳述を聴取するものとする。

#### （6）指名委員による意見陳述の聴取

委員会又は部会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、上記（4）及び（5）の申立人による口頭の意見陳述を聴取させるものとする。

この場合、指名を受けた委員は、申立人による口頭の意見陳述の要旨を記載した書面を作成し、委員会又は部会において、その結果を報告するものとする。

### 3 総務大臣へのあっせん案等の報告の手続

- (1) 委員会は、年金記録の訂正が必要と判断し、あっせん案を決定した場合又は年金記録の訂正は必要ないと判断した場合は、その旨を総務大臣に報告するものとする。
- (2) 委員会は、あっせん案を決定し、又は年金記録の訂正は必要ないと判断し、総務大臣に報告した場合には、その旨を公表できるものとする。

### 4 その他

この要領に定めるもののほか、委員会における事務手続の詳細に関する事項は、別に定める。